

JIS 登録認証審査料金表

ICJ-JIS 登録認証事業部

[A] 定期認証維持審査

(他審査機関から ICJ へ審査機関変更の場合を含む)

(消費税含む・単位円)

	普通コンクリート 舗装コンクリート 軽量コンクリート 高強度コンクリート	品質管理体制の基準		審査日数
		A の場合	B の場合	
審査料金	1-2 製品の場合	140,000	130,000	1 日
	3-4 製品の場合	210,000	195,000	1.5 日
登録維持料 (3 年間)		60,000 / 1 工場		
製品試験料	製品試験料金は、試験機関からの請求額によります。 (試験機関から申請者へ直接請求します。)			
審査員出張旅費	交通費、宿泊費は原則実費請求とします。ただし、交通費については起点駅・空港（札幌駅, 仙台駅, 東京駅, 金沢駅, 名古屋駅, 新大阪駅, 岡山駅, 博多駅, 那覇空港のいずれかの駅・空港）から、審査場所への実費と比較し、低価格の方の請求と致します。			

[B] 新たに JIS 登録認証する場合

申請方法による初回審査料金		品質管理体制の基準		審査日数
		A の場合	B の場合	
普通コンクリート 舗装コンクリート 軽量コンクリート 高強度コンクリート	1-2 製品の場合	280,000	260,000	2 日
	3-4 製品の場合	350,000	325,000	2.5 日
登録維持料 (3 年間)		60,000 / 1 工場		
製品試験料	製品試験料金は、試験機関からの請求額によります。			

	(試験機関から申請者へ直接請求します。)
審査員出張旅費	交通費は原則実費請求とします。ただし、起点駅・空港（札幌駅、仙台駅、東京駅、金沢駅、名古屋駅、新大阪駅、岡山駅、博多駅、那覇空港のいずれかの駅・空港）から、審査場所への実費と比較し、低価格の方の請求と致します。

[C] (臨時) 維持審査の場合

審査時間に応じた料金（10,000 × 時間・人で算定）および出張旅費を請求。

[D] 再審査・抜き打ち審査の場合

審査時間に応じた料金（10,000 × 時間・人で算定）および出張旅費を請求。

ただし、苦情・情報提供に基づく抜き打ち審査で、品質管理体制に問題がなく、不適合が発見されなかった場合、審査料金および出張旅費の請求はしないものとする。

[E] キャンセル料

(1) 審査日変更の場合

(JIS 審査計画書に記入されている審査日から、2週間以前に、お客様の都合で審査日が変更になった場合。) 別途見積もり金額の50%を申し受けます。

(2) 申請の取り下げの場合

- ① 文書審査前 30%を申し受けます。
- ② 文書審査後 50%を申し受けます。
- ③ 審査日前日まで 50%を申し受けます。
- ④ 審査当日以降 100%を申し受けます。

[F] JIS 登録認証審査料金及び登録維持料金、旅費等は、審査実施後に請求します。請求書発行後、15日以内にお支払い願います。

認証手順にのっとり判定会議を開催し、認証決定後、認証契約を締結し、かつすべての請求に伴う入金確認後、JIS 登録認証書を送付いたします。

請求に伴うお支払は、すべて銀行振込によります。(手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。)